事 務 局 長 通 信　No.３号　　2012.10.25 発行

～公開学習会の報告～

◆　７月１日に開かれた第１回公開学習会の参加者は44名でした。

◆　第２回から第４回の参加者は延べ36名でした。（内皆勤者は、７名）

◆　学習し、伝えることの大切さを実感した参加者は、学習会を続けることにしました。

◆　次回は11月16日（金）午後６時からです。

◆　来年度の日程等企画が決まりましたら、メール等にてお知らせします。

（時間とお心が叶いました↓ら、どうぞご参加を！）

↑　学習会参加者の横顔

◇　皆勤の澤田さん・長岡さんは、長野県からの参加です。

◇　細川弁護士は、自殺事案の勉強にと学習会に参加されてました。何れ講師をお願いしたいと…。

◇　新しい参加者には、伊勢原市からも…。

◇　テープ起こしを引き受けてくださった坂本さんも浦和市からの参加です。

～この手と…～

高瀬啓太さん

2007年7月25日体調不良により、柔道の練習を早退。以後練習を休む。同28日吹田市で開催された柔道講習会で、模範演技後頭痛を訴えたが、会場に顧問が居らず、友人が母親に連絡。駆けつけた母が、119番通報した。現在も意識不明。

2012年9月20日　大阪弁護士会館　　浅見撮影

品川発６時37分発の新幹線に乗り、大阪地方裁判所に。202号法廷の傍聴席は８割方がすでに埋まっていた。

午前の証人席に立たれた脳外科医師花房先生の濁りのない話し方に、力強さを感じた。

代理人の先生の「意義アリ」との声は、法廷内に緊張感をもたらし、弁護団の熱意が傍聴する私たちにヒシヒシと伝わった。

高瀬宏一・典子夫妻からのお知らせです！

第16回期日　傍聴ご支援のお願い

拝啓　爽やかな空気に誘われコスモス畑でのんびり過ごしたい気持ちになる今日この頃ですが皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて次回の証人尋問も原告側からの医師ですが、スポーツドクターのご経歴もお持ちなのでそのあたりも言及してくださると思います。これをもちましてすべての証拠調べが終了となります。

提訴から２年半、さまざまな想いが巡ります。辛くて投げ出したくなった時も「今しか頑張れない」「今が頑張り時」と思いずっと走ってきました。支えとなったのは啓太であり、皆様さまのご支援でした。ご恩に報いることができるよう最後まで精いっぱい努めますのでどうぞほろしくお願い申し上げます。　　敬具

平成24年10月16日

【第16回期日】

10月31日（水）13時30分　大阪地裁202号法廷

【報告集会】　法廷終了後　弁護士会館　５階　510号室

刊行・問い合わせ：学校安全全国ネット準備会

http://www.geocities.jp/schoolsafety net/index.html

事務局長　浅　見　洋　子

〒102-0071　東京都千代田区富士見２－７－２　ｽﾃｰｼﾞﾋﾞﾙ1706

南北法律事務所内　　TEL　０３－３５１１－５０７０

FAX　０３－５１１－５７８４

お知らせ！

学災連の電話相談に電話をされてこられた安藤さんが提訴しました。
第一回公判後の説明で配布された思いをお知らせします。

～私達家族が訴訟する思いについて～

本日はお忙しい中、傍聴に参加頂き感謝致します。「有り難う御座いました。」

私達の長男が昨年（平成二三年）三月、五年生の時の事件で左眼眼窩底骨折し、後遺症が残った件について、今回、私達は小学校を管理している船橋市と加害生徒の保護者を相手取り、訴訟を起こした目的などについてご説明致します。

訴訟の目的は『子供が受けた損害に対して正当な賠償を獲得する』『加害事案の原因等を明らかにし、未然防止・再発防止を呼びかける』そして『家族の尊厳を守るために闘う』のです。

『子供が受けた損害に対して正当な賠償を獲得する』については、この加害事案において、私達の子供は、骨折・入院・手術まで行いましたが結局、後遺症が残る事となってしまいました。主治医からは、受傷した事や後遺症によって「将来的に緑内障、白内障及び網膜剥離などを引き起こす可能性が通常より高くなる」事、「スポーツの制限や就職の制限も覚悟しなければならない。」事等を通告されました。

さすがにショックでしたが、そんな気持ちを察してか子供が言ってくれたのです。

「僕は大丈夫だよ。」と…

私達にとって出来過ぎた子供だと思います。

この子のためにも闘います。

『加害事案の原因等を明らかにし、学校事故の未然防止・再発防止を呼びかける』については、

今回の加害者の原因等を公の場において明らかにして行き、多くの方々に〔状況〕を知ってもらう事で、学校が危ない、子供が危ないと〔危機〕を感じて頂きたい。

少しでも学校事故に対する未然防止・再発防止の声かけにつながればと思い闘います。

『家族の尊厳を守るために闘う』については、本件事案が発生した当初、私達が望んだ事は、加害生徒の保護者に対しては『心ある対応』、学校側に対しては『心ある謝罪と正確な事故調査等の実施と報告』、そして何より『傷害事案の再発防止・未然防止』でしたが、今日まで何一つ、叶う事も好転する事も有りませんでした。

加害生徒の保護者にしても、学校側にしても話し合いの時間と言葉を重ねるたびに、『申し訳ない』とか『歩み寄り』を全く感じさせない言わば『屈辱された思い』を強烈に感じました.

私達の子供にあった一例を申しますと、子供が6年生に進級してから卒業するまでの間、今件に大きく関わっている元担任と学校の廊下等ですれ違う事があっても、元担任は挨拶を返す程度で、一度として「大丈夫?」「怪我の具合はどう?」などの声かけは一切有りませんでした。

月光して来た子供が私達に「また○○先生から（声かけが）無かった。」と寂しそうにつぶやいていた日の事を昨日の様に思い出します。

私達は、元々から加害生徒の保護者を訴えたかった訳では無いんです。

学校を訴えたかった訳では無いんです。

相手方に『心』をもって接して頂きたかっただけなんです。誠に残念でなりません。今日までしいたげられ続けた私達家族の思いをもって闘います。

悩みに悩んで末の決断で有りましたが、これから先の私達家族の人生において『闘わなかった事を後悔したく無い。』という強い思いのもと、訴訟に踏み切りました。

本日、裁判が開始されました。

これから先、あらゆる意味で辛く苦しい闘いを強いられる事になると思いますが皆様のご協力を頂いて、この難局を乗り越えて行きたいと考えます。

以上

ご静聴、誠に有難うございました。

平成二四年一〇月一〇日

安藤　昌洋

次回期日は

11月21日（水）
1時10分
千葉地方裁判所
601号法廷です。

「守ろう子どもの命と心　広げよう子ども虐待防止オレンジリボン運動」

「１対一は、喧嘩です。　１対２は、喧嘩かな？　でも３対１は、いじめです！」
教職生活 40 年の元小学校教師の言葉に出合いました。噛み締めるなかで、「いじめ」とはと、イメージが作られていくような…。（高瀬啓太さん裁判傍聴での出会いから）
学校安全全国ネット準備会　　電話相談は毎週木曜　午前１１時から１４時（受付）
☎　**03－6268－9363**（学校安全に関わることでしたら何でもOK！　一緒に考えましょう）

今治市の阿部ヒロ子さんからのお便りを頂きました

ようこそ！近見中学校のホームページへ

今治市立近見中学校

近見中学校手作り弁当の日
（ホームページから貼付けました。）

こう見るアートですね！
皆さん！　これからも美味しお弁当作りを…☺

ホームページから掲載（2012.10.19）

～近見中学校日記より～

2012 年 7 月 27 日（金曜日）

夏が近づくと、阿部ヒロ子さん（今治市山路）の名前を新聞の読者投稿欄で目にする。その名前を見て、「ああ、今年もそんな季節になったのか。」と、身の引き締まるような気持ちになる。

阿部さんは、顧問教師の熱中症への無理解によって、63 年、当時 16 歳（高校1年生）だった娘さんを亡くされた。それ以来、色々な機会に寄稿したり講話したりして、正しい知識・理解があれば熱中症による事故は防げることをアピールしてこられた。

私は、一度もお会いしたことはないのだが、阿部さんの名前を新聞で見つけると、娘の鎮魂のために写経のように原稿用紙を埋めていく母の姿が浮かんでくる。手を合わせてからその記事を読む。

職員朝礼で、先生たちに、「熱中症に気をつけましょう！」と呼びかける。－中略－

今、市内の全中学校に「環境管理温湿度計（熱中症計）」が設置され、活用されている。阿部さんたちの呼びかけの成果である。

8月5日、阿部智美さんの命日がやってくる。

阿部ヒロ子

この文章は、近見中学校の校長先生のです。娘が中学校の頃バスケットボールの試合の対戦チームの先生だったとか。間接的に娘を知っていて亡き後も関心を持って下さるありがたい先生です。

◆第3回学習会　午後 6 時～8時

「学校安全と法律的問題」

～電話～相談から法律相談～～

講 師　朝倉　正幸（弁護士）

第3回は、学校安全と法的問題について、朝倉弁護士から報告をいただきます。学校事故が発生した時には、様々な法的問題が生じます。一つは救済問題です。

センター給付や保険、それでも救済が不十分な時には損害賠償の裁判も視野に入れておかなければなりません。そのような被害者家族にとっての切実な問題についても踏まえておく必要があります。この点について、実際に事例を基にどう対処したかを解説します。また、これに関連して、いわゆる「第三者機関」に支援をお願いすることが考えられますが、その問題点や今後の方向について解説します。

二つには予防問題です。

学校保険安全法に依拠した安全対策など法的問題について学んでおく必要があります。学校安全を人権としてとらえ、子どもの安全に生きる権利、安全に教育を受ける権利などしっかり学びたいものです。

◆第4回 学習会　午後 6 時～8 時

「学校安全に関する基礎知識」

～現代的課題を探る～

講 師　堀井　雅道（立正大学・東洋大学非常勤講師 ）

第4回の学習会は、「学校安全」に関心をもつ市民の方や、学校関係者の方にとって必要となる「学校安全」に関する基本的な知識と情報について、広く学んでいきたいと思います。

今日、学校の教育活動で事故や災害で大怪我をしたり命を奪われたりしてしまうケースも多々あります。そのような現状をふまえながら、「学校安全」を脅かしている現代的課題やその背景と、その解決に向けた視点について提供します。

特に、２００９年4月１日に施行された「学校保健安全法」は、今後、学校の事故や災害を減らしていく上で、学校関係者や子どもをもつ保護者の方にとって必須の知識です。

そのような法律の知識を含めて幅広く学び、「学校安全」のあり方を問い直していきたいと思います。

※　第3回・第4回のテープ起こしをした資料を作成中です。各学習会がそれぞれに充実していました。

◆第5回 学習会　午後 6時～8時　「学校安全に関する専門家ネットワークの取組み」

講 師　中島　宏治（弁護士―大阪弁護士会所属）　～シックスクール問題の例～

第5回の学習会は、学校安全に向けた専門家ネットワークの取組みについて、学習します。

シックハウス症候群や化学物質過敏症の子どもたちが、学校環境の　中にある化学物質のために、十分な教育を受けることができない問題（シックスクール問題）に関して、大阪において、「シックスクール法・医・建ネットワーク関西」という会があります。

この会は、法律家、医師、建築士という専門家がネットワークを組み、シックスクール問題をかかえる保護者と一緒に交流会や相談会をする取組みをしています。

シックスクール問題という学校安全の１つの問題に関する取組みから専門家ネットワークの可能性を探っていきたいと思います。

事務局長通信№.3

11 月を発行予定としていましが、高瀬啓太さんの最後の証拠調べが大阪地裁で10 月 31 日に開かれます。

この裁判期日をお知らせしたく、10 月発行になりました。

今後の予定

★　二〇一三年には、学校教職員を対象に五人程のグループカウンセリングを計画しています。

※　日程等は、参加者の方に直接、連絡致します。（学校安全全国ネット準備会　浅見宛ＦＡＸにてご連絡を！　〇三―三五一一―五七八四）

★　二〇一三年度は、髄液漏れ・外傷性脳損傷など、医療の面でも学びたいと思っています。

皆様の活動をお知らせください！　～☎💻✉✍～

✉　〒102-0071　東京都千代田区富士見２－７－２　ｽﾃｰｼﾞﾋﾞﾙ1706　南北法律事務所内
☎　０３－３５１１－５０７０　FAX　０３－３５１１－５７８４
💻　uta@yoko-no-heya.jp　（浅見洋子のメールアドレスです。）